

お願い（保育所入所用診断書について）

この診断書は、保育所入所審査用で、保護者（同居祖父母含む）が家庭で昼間子どもの保育（世話）が出来ない（または、出来る）理由を明らかにするものです。

ですから、病気そのものの内容ではなく、症状及び薬の副反応などにより、どのような状態であるかということを中心に記入願います。

【4の記入例】

- ・ 薬の副反応により、体のだるさやふらつきがあるため児童の保育が出来ない。
保育が出来ない期間は、今のところ未定。
- ・ 3か月程度安静が必要であるため、児童の保育が困難である。

お手数をおかけしますが
よろしくお願い致します。

<問い合わせ>

甲佐町役場 福祉課

電話 096-234-1114（直通）